

規則 29 条第 1 号 農地転用届 添付書類

(農業用施設等のための 200 m²未満の農地転用)

※届出書 1 部 (正本) に下記の書類を添付して提出して下さい。

土地の登記事項全部証明書	法 務 局	原本 1 部
土地の公図 (字限図・確定図・国調図) ※隣接地の地番が確認できるもの	〃	原本 1 部
位 置 図	任意様式 (住宅地図等) ※手書き可	1 部
付 近 見 取 図	公図のコピーに隣接地の地番・地目・所有者名を記入	原本 1 部
同 意 書	隣接農地の耕作者・所有者、地区代表 (区長・自治会長)、農会長、水利代表者	原本 1 部
建築物等の配置図	土地の利用計画図 (平面図・配置図等)	原本 1 部
農振除外証明書 (又は農業施設用地である証明書)	農 政 課	原本 1 部
用地選定理由書	任意様式	原本 1 部
土地改良区意見書 (該当地区のみ) ※決済金が必要な場合有り	東播土地改良区 加古川西部土地改良区	原本 1 部

【留意事項】

- ・ 抵当権・仮登記がある場合は、権利者の同意書が必要です。
- ・ 無断転用の場合は、始末書と写真が必要です。
- ・ 行政書士へ委任される場合は、委任状が必要です。

★事前の着工はできません★

届出の受理が決定されるまで工事着工はできませんのでご注意ください。
(決定まで届出から 20 日ほどかかります。)